

熊本県公報

号外 第 27 号
平成 15 年 7 月 4 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例	(人 事 課) 2
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財 政 課) 3
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税 務 課) 3
○熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例	(") 4
○熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例	(") 4
○熊本県防災会議条例の一部を改正する条例	(防災消防課) 4
○熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	(体育保健課) 4

本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例
 - 1 雇用保険法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととした。(第 10 条関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
 - 3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。
 - 4 この条例の施行に伴い、熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 41 年熊本県条例第 46 号)及び熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和 32 年熊本県条例第 40 号)の一部を改正することとした。
- ◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例
 - 1 古物競りあっせん業に係る業務実施方法認定申請手数料を新設することとした。
1 件 17,000 円
 - 2 介護支援専門員実務研修受講試験申請手数料を廃止することとした。
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、新設の古物競りあっせん業に係る業務実施方法認定申請手数料に関する規定は、古物営業法の一部を改正する法律(平成 14 年法律第 115 号)の施行の日から施行することとした。
 - 4 この条例の施行に伴い、熊本県収入証紙条例(昭和 39 年熊本県条例第 24 号)の一部を改正することとした。
- ◇熊本県税条例の一部を改正する条例
 - 1 日本鉄道建設公団等が独立行政法人に移行することに伴い、不動産取得税の納税義務者等の規定を整理することとした。(第 49 条及び附則第 6 条の 7 関係)
 - 2 その他規定の整理を行うこととした。(第 56 条関係)
 - 3 この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行することとした。
- ◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例
 - 1 平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に不動産取得税の不均一課税の対象となる不動産の取得が行われた場合における不均一課税の税率を 100 分の 0.4 から 100 分の 0.3 に引下げる特例措置を設けることとした。(附則第 2 項関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
 - 3 改正後の附則第 2 項の規定は、平成 15 年 4 月 1 日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用することとした。
- ◇熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例
 - 1 地方税法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととした。(第 3 条関係)
 - 2 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ◇熊本県防災会議条例の一部を改正する条例
 - 1 委員の数を 35 名以内から 36 人以内に変更することとした。(第 2 条関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。